

国際環境法の諸原則間の連関性 — 予防原則と将来世代の権利

石橋 可奈美

はじめに

1 予防原則

2 将来世代の権利との連関

おわりに

はじめに

その生成をいつと定義することにも拠るだろうが、1972年のストックホルム宣言の時期がその本格的な生成の時期であったとすれば、国際法の法体系に国際環境法という領域が誕生してから、今年で半世紀が過ぎたことになる。まだ半世紀、されど半世紀。この半世紀に国際環境法はどう発展を遂げてきたといえるのか。

様々な角度から発展を述べることができようが、たとえば、①国際環境法の諸原則の発展が進んでいること、②そうした発展の中で、諸原則の中には他の原則との関係において新たな機能を担いつつあるものが見られること、③こうした関係性の解明により、かつては断片化が危惧された国際環境法の法体系はより健全に発展するであろうことなどを指摘することができる。

本稿では、まずは予防原則と持続可能な開発を構成する概念の1つであるところの「将来世代の権利」⁽¹⁾の関係について、焦点を当てる。予防原則

は、今日に至るまで徐々に成熟を遂げてきた原則の一つであるが、その発展の中で、人権法のアプローチからは抜け落ちてしまう「将来世代の権利」の保護への法的アプローチの可能性が現れ始めている。将来世代の権利保護が可能になれば、人権法をベースとして担保されてきた環境法の範囲は、人権法をベースとしない領域へも法的な保護を拡大することになる。究極的には、環境法が「将来世代の法」を含む法体系へと発展し、環境法の生成の原点、すなわち、よりよい地球を未来に残すという理念を達成することにつながる。

本稿では、「予防原則」と「将来世代の権利」の関係性を論じることに留めるものの、②と③の点、すなわち諸原則間の連関については、今後、環境法の他の諸原則、とりわけ防止原則、持続可能な開発、共通だが差異のある責任原則、汚染者負担原則などの諸原則が、相互にどのようにかわり、連関しているかについても見ていく予定である。この点を解明することが、健全な法体系の確立に資するものであると考える。

(1) Virginia Barral, “Sustainable Development in International Law: Nature and Operation of an Evolutive Legal Norm,” 23(2) *European Journal of International Law* (2012), pp. 377-400.

Barral は、「持続可能な開発」の意味は、2つの原則、すなわち世代間衡平と世代内衡平の組み合わせに還元できるとして、その関係性につき、 $\text{Sustainable Development} = (\text{Intergenerational Equity} + \text{Intragenerational Equity}) \times \text{Integration}$ として示している（ここでの「統合の原則」については、持続可能な開発の実現のための重要な技術的手法と位置づけされている）。*Ibid.*, pp. 380-381. また、Trowborst は、持続可能な開発は、現在および将来世代の環境を保護するための予防措置がとられている場合のみ達成できるとする。Arie Trowborst, *Precautionary Rights and Duties of States* (2006), pp. 33-35.

1 予 防 原 則

予防原則は、1970年代、西ドイツの事前防止原則（*vorsorgeprinzip*）から発展したとされている。長年にわたり、予防原則は国際・国内の多くの法的文書において組み入れられ、発展してきた。

1992年リオ宣言原則15は、「環境を保護するため、予防的アプローチは、各国により、その能力に応じて広く適用しなければならない。深刻な又は回復し難い損害のおそれが存在する場合には、完全な科学的確実性の欠如を、環境悪化を防止する上で費用対効果の大きい措置を延期する理由として用いてはならない。」と規定し、これが今日では世界的に認められている予防原則の定式化となっている。

(1) 予防原則の国際法上の位置づけ

予防原則が国際慣習法としての地位を確立しているかについて、いまだ確立していないとするのが一般的である。その主たる根拠は、予防原則の曖昧さにある。具体的には、以下に概観するが、⁽²⁾ リオ宣言原則15が予防原則がいかなる原則であるかのほとんど唯一の拠り所として存在するものの、例えば、予防原則は、どのような条件下で発動されるのかや、対処としていかなる措置がとられることを求めているのかといった点について、原則が直接示しているものはほとんどない。とすれば、こうした見解はやはりそれなりに説得的と言わざるを得ないであろう。

(2) 条約における発展

国際環境法上、予防原則が法的な文書に登場したのは、1980年代以降で

(2) Birnie, Boyle, and Redgwell, *International Law and the Environment* (4th), pp. 170-183.

ある。1984年の北海会議で予防原則が国際的に採用されたが、条約として、初めて予防に言及したのは、1985年のオゾン層の保護のためのウィーン条約であった。同条約は、「国内的及び国際的に既にとられているオゾン層の保護のための予防措置に留意し」（前文5項）、また1987年のモントリオール議定書は、「オゾン層を破壊する物質の放出を無くすことを最終の目標として、この物質の世界における総放出量を衡平に規制する予防措置をとることによりオゾン層を保護」（前文6項）するとした。オゾン層保護に関する環境保護の局面で、このように予防の概念が導入されたことは、不思議ではない。この当時、オゾン層保護に関する条約体制の構築について、一部の国家は、脅威が「明白かつ説得的な」科学的証拠に基づくようになるまで、行動をとる義務はないという立場であったが、そのような主張を打破するために用いられたのである。

その後、予防原則は、1990年のベルゲン閣僚宣言で、持続可能な開発との関連で確認され、冒頭に示した、リオ宣言原則15の定式化は、このような流れの中で、世界的に承認を得るものとして確立している。

それを踏まえて、以降は、予防原則は条約においても多く採用されるようになった。

1991年のバマコ条約（4条3項(f)）、1992年の生物多様性条約（前文9項）、1992年気候変動枠組条約（3条3項）、1992年の北東大西洋海洋環境保護条約（OSPAR条約）（2条2項(a)）、1995年の国連公海漁業協定（5条・6条）、ロンドン条約96年議定書（3条1項）、2000年のカルタヘナ議定書（1条・10条6項・11条8項）、2001年の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（1条・8条7項(a)・8条9項）などに予防原則が取り込まれている。

しかし、以上の定式化からわかることは、定式化には必ずしも一貫性がないということである。たとえば、予防原則の発動の要件について、バマ

124(514) 法と政治 73巻3号 (2022年11月)

コ条約では、「人又は環境に害を及ぼすおそれのある物質」であれば、予防的アプローチがとられるが、気候変動枠組条約の場合には、「深刻な又は回復不可能な損害のおそれ」が必要であり、とられる予防措置についても「費用対効果」の大きいものとする事とされている。また、予防原則が発動される場合には、科学的不確実性に対処するために、どのような措置がとられることになるのかについてまったく規定のない条約もあれば、詳細な規定を有する条約（アジェンダ21, 17.21）もある。しかし、その場合であっても、どのような予防的措置を講じるのかは、リスクに応じて、各国の判断となる。

また、そもそも、予防原則に明確に言及しない条約もある。たとえば、予防原則は、2015年のパリ協定には明示的には含まれなかった。パリ協定は、前文3項で、気候変動枠組条約の諸原則を指針としと言及するにとどまった。その他にも、1994年原子力安全条約や1998年のPIC条約（国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約）でも採用されていない。

このような実行からすれば、予防原則の位置づけは、いまだ議論があると言わざるを得ない。⁽³⁾

(3) 国際判例における発展

判例における予防原則の発展の形態は、裁判所や委員会のそれぞれの傾向はあるものの、ほぼ現代に近づくにつれて少しずつ認められるようになっていくといえる。すなわち発展の経緯に従って類型化を試みれば、1990年代後半から2010年代の前半においては、予防原則について

(3) *Ibid.*, pp. 177-183.

判断の根拠として援用しないか ①, 予防の概念が含意される表現 (例えば「警戒と防止 (vigilance and prevention)」「慎重さと注意 (prudence and caution)」) を用いたり, あるいは, 適用法に予防的要素は含まれていると認定することで, 実質的に予防の概念を踏まえた判断を行うに留まっていたが ②, 2010年代に入ると, より明確に予防原則に依拠して判断を行う判例 ③) もみられるようになった。しかし, 依然として, 「国際慣習法」としての予防原則を認める判例はなく, またその機能として重要であるとしてしばしば主張される立証責任の転換を認める判例もない。

①の例として, 1995年の核実験事件判決第63項の再検討要請事件,⁽⁴⁾ 1997年のガブチコボ・ナジマロシュ事件,⁽⁵⁾ 2013年のキシャンガンガ事件,⁽⁶⁾ ②の例として, 1998年の牛肉ホルモン事件及び2006年の EC-バイテク製品事件⁽⁷⁾ (適用される協定に予防的要素が含まれている), 1999年のみなみまぐろ事件,⁽⁸⁾ 2001年の MOX 工場事件,⁽⁹⁾ 2003年のジョホール海峡埋立事件,⁽¹⁰⁾ ③の事件,⁽¹¹⁾

(4) Request for an Examination of the Situation in Accordance with Paragraph 63 of the Court's Judgement of 20 December 1974 in the Nuclear Tests (New Zealand v. France) (1995) ICJ Reports 288.

(5) Case Concerning the Gabčíkovo–Nagymaros Project (1997) ICJ Reports 7.

(6) Indus Waters Kishenganga Arbitration (Final Award), PCA (2013).

(7) EC Measures Concerning Meat and Meat Products, WT/DS26/AB/R (1998).

(8) EC—Measures Affecting the Approval and Marketing of Biotech Products ('EC—Biotech Case') WTO Panel, WT/DS291/R, WT/DS292/R, WT/DS293/R (2006).

(9) Southern Bluefin Tuna Cases (Provisional Measures), ITLOS Nos. 3, 4 (1999).

(10) The MOX Plant Case (Ireland v. United Kingdom), Provisional Measures, ITLOS No. 10 (2001).

例として、2010年のウルグアイ川パルプ工場事件⁽¹²⁾、2011年の深海底活動責任事件⁽¹³⁾、がある。

1995年の核実験事件判決第63項の再検討要請事件において、ニュージーランドは仮保全措置の要請の中で、予防原則に依拠し、予防原則は、「国際法の広く受け入れられた有効な原則 (a very widely accepted and operative principle of international law)」であり、計画されている実験が環境被害をもたらさないことを証明する責任をフランスに転嫁するものであると主張した (para. 105)。

1997年のガブチコボ・ナジマロシュ事件において、ハンガリーは、「生態学的緊急状態」の主張を行い、「深刻な不確実性」が存在すると主張したが、ICJは緊急状態における「危険」とは、可能性のある「危険」を予見するだけでは十分ではなく、また「危険」は「重大」で「差し迫った」ものでなければならないとして、予防の概念を採用しなかった。国際司法裁判所は、予防の概念を含意する警戒と防止 (vigilance and prevention) という用語に言及しつつ、経済開発と環境保護を調整する「持続可能な開発」の概念に対する「新しい規範と基準」が発展してきたことを認めているが、この「新しい規範」に予防原則が含まれるかについては明言を避けた⁽¹⁴⁾ (para. 140)。

(11) Land Reclamation Case (Provisional Measures), ITLOS No. 12 (2003).

(12) Case Concerning Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay) (2010) ICJ Reports 18.

(13) Responsibilities and Obligations of States Sponsoring Persons and Entities with Respect to Activities in the Area, Advisory Opinion, 1 February 2011, ITLOS Reports 2011.

(14) 高島忠義「深海底活動保証制度における予防的アプローチ」『環境法政策と環境紛争に係る問題点の検討』(日本エネルギー法研究所, 2019年) 10頁。Available at: <http://www.jeli.gr.jp/img/file39.pdf>.

②について、国際海洋法裁判所に係属した事案においていくつかの暫定措置命令では、当事国に「慎重さと注意 (prudence and caution)」を求めている。しかし、これらの文言に予防的アプローチが含意されているかについては依然解釈の域に留まるといわざるを得ず、また含意されているとしても、慣習法として認められたというものではない。たとえば、1999年、みなみまぐろ事件の暫定措置命令において、国際海洋法裁判所は、「みなみまぐろの資源に対する深刻な被害を防止するために、効果的な保全措置が取られるよう、慎重さと注意をもって行動すべきである」とし、「科学的不確実性がある」ことを認めた上で、緊急に措置を取ることが必要だと判断した。トレベス裁判官の個別意見によれば、この暫定措置命令は実質的に予防的アプローチに依拠したものだと言われたが、適用に際しては、「予防的アプローチは、暫定措置の概念そのものに内在している」からであると説明されている (Separate Opinion of Judge Treves, 318)。

③について、ウルグアイ川パルプ工場事件において、国際司法裁判所は、ウルグアイ川規程の解釈と適用における予防的アプローチの関連性を認めた。ただし、国際司法裁判所は、ウルグアイ川規程41条(a)に基づく環境の保護及び保全義務には、EIAを実施する一般国際法上の義務が含まれるとし、EIAを実施しない場合は、デューデリジェンスとそれが示唆するところの「警戒と防止の義務 (duty of vigilance and prevention)」が果たされたとはいえないと判示した (para. 204)。

深海底活動責任事件では、この点、さらにはっきりと、予防的アプローチに基づく判断がなされている。ITLOS 海底紛争裁判部は、1982年のUNCLOS と関連文書に基づき、保証国の直接義務として予防的アプローチを適用する義務の存在を認めた。裁判部は、予防的アプローチは国際条約及びその他の文書で多々取り入れられており、「予防的アプローチが国際慣習法の一部となるような傾向が開始した」と指摘した。

(4) 予防原則の機能

予防原則の機能としては、以下の2点が含まれることは疑いがない。本稿では、この2点に加えて、新たな機能として「将来世代の権利」保護の可能性を指摘するが、それは、2のところで述べる。

①科学的不確実性への対処

予防原則は、防止原則との強い関連性の中から発展した。すなわち、科学的な根拠をベースとする防止原則では対処できない環境損害に対応するために、予防原則の発展がなされた。

適切な科学的根拠がないにもかかわらず、環境保護という名目の下に規制を押し進めていけば、経済活動や発展を阻害してしまうことになる。しかし、だからといって、科学的根拠を求め続ければ、取り返しのつかない、あるいは非常に深刻な被害が発生してしまう可能性がある。

との程度リスクがあるのか、そして、どのような措置が取られれば結果が回避できるのか、この調整に取り組むのが、予防原則なのである。

予防原則は、有害であることを知らなかった、あるいは合理的に知ることができなかった活動までも規制や管理の対象とすることはない。その意味で予防原則は、デューデリジェンスの義務と関連している。これは、例えば政府の不作为が予防原則に反しているかどうかの判断が求められるような場合において、前提として、デューデリジェンスの義務が果たされていたかが検証されなければならないことを意味している。本稿では、ウルゲンダ事件において、ハーグ地裁が、この点を踏まえつつ判断に至っていることを後述する。

また環境影響評価の義務とも重要な関連を有する。環境影響評価が実施されていない場合、潜在的に有害な活動の推進者は、たとえわずかであってもリスクの証拠に反論することがより困難になることも示している。⁽¹⁵⁾

②立証（挙証）責任の転換

予防原則は立証責任を転換すると主張されている。そのことによって、汚染を生じる蓋然性の高い活動の抑制効果を有する。

たとえば、核実験事件判決第63項の再検討要請事件では、

「回復不能な損害が発生するおそれのある状況において、非常に広範囲に認められ且つ適用されている予防原則と呼称される国際法の原則が生成された。その結果、重大な環境上の脅威を生ずるおそれのある状況においては、環境損害が発生するおそれのある行動を企図する当事国に、その行動がこうした結果をもたらさないことを証明する責任が課せられる」(para. 105)⁽¹⁶⁾

とニュージーランドは主張した。すべての証拠が被申立国内に偏在することから、証明責任を申立国に課す伝統的なアプローチは不適当であり、環境保護の分野で実施されている新しい証明責任の分配方法を採用するように要求したのである。ICJは、この問題には入らなかったが、ヴィラマントリー判事は反対意見を付し、

「当事者が、他の当事者が犯している、あるいは犯すおそれのある不可逆的な性質の環境損害の可能性を裁判所に訴える場合、必要な情報が損害を与えている、あるいはそのおそれのある当事者の手中にあることが多いため、申し立てられた事項の証明や反証は、請求者にとって困難な場合がある。環境法は、このような証拠能力の問題に対処するための法理を構築しなければ、環境保護のために機能しない。環境法は、予防原則と呼ばれる原則でこれに応え、国際環境法の一部として支持を集めている」((1995) ICJ Reports 342)

と指摘した。

(15) *Supra note*(2), pp. 170-172.

(16) 高島, 前掲注(14), 6頁。

しかし、本事件を含め、以降の国際裁判所の立場は、立証責任は転換しないとするもので、環境損害のリスクを主張する側に証拠の提出を求めている。ただし、環境影響評価が実施されている場合には、有害な活動の実施者が、リスクの存在を根拠づける証拠を覆すことが困難となるなど、立証責任の実質的な転換がなされる。

また条約においても、ある活動が害を与えないことを立証することを求められる場合がある。たとえば、1972年ロンドン条約への1996年議定書や1992年北東大西洋の海洋環境の保護に関する条約（OSPAR条約）4条、あるいは、捕鯨条約において締約国の承認がなければ再開できない捕鯨のモラトリアムなどが該当する。ここでは立証責任の転換がおきているが、このような場合は例外的である。

「リスク」には、損害の大きさが甚大であるが蓋然性の低いものと、損害の大きさはそれよりも低い蓋然性の高いものが含まれる。予防原則は、「リスク」に対応する手法を国際社会に与えている。ごく単純に比較すれば、核実験事件判決第63項の再検討要請事件における「リスク」とは前者のタイプ、ロンドン条約及びロンドン議定書が規制する海洋投棄による海洋汚染の「リスク」は後者のタイプと言えるかもしれない。とすれば、損害が甚大であるが蓋然性が低い「リスク」よりも、損害がそれよりは低い蓋然性の高い「リスク」の場合において、予防原則は、立証責任の転換を可能にするとはいえるかもしれない。⁽¹⁷⁾

2 将来世代の権利との連関

予防原則と将来世代の権利の間には、重要な連関が存在する。条約上もこの連関は現れている。⁽¹⁸⁾ すでに見たように、予防原則は、条約その他の国

(17) *Supra note* (2), pp. 176-177.

(18) Fons Coomans, *The Precautionary Principle and its Relevance for the Pro-*

際文書において数多く規定され、判例においても近年適用される傾向にあり、一定の成熟段階を迎えていると言ってよい。そのような予防原則が将来世代の権利保護の文脈において適用されるということは、将来世代の権利の実現、ひいては持続可能な開発の達成へ大きく寄与するということになる。この場合、予防原則は、将来の世代の健康な環境で生活する可能性を阻むような深刻な損害を回避するための手段として位置づけられる。

(1) 条約における連関

予防原則は、1992年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）にも存在する。3条3項はUNFCCCにおける予防原則に基づきとられる措置とは、費用対効果の大きいものでなければならないという点についても本項において規定されている。

「締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、このような予防措置とることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球的規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとするということについても考慮を払うべきである。」

UNFCCCにおいて予防原則と将来世代の権利との関連性は、3条1項で、

「締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の

tection of the Human Rights of Future Generations. Web publication/site, SSRN. <https://doi.org/10.2139/ssrn.4014508>.

世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。」⁽¹⁹⁾と規定されている。

2015年12月のパリ協定のテキストでは、「現在および将来の世代」という言葉への言及はない。前文のみ、その1段落で「世代間衡平」の概念への言及があるのみである。このように、予防原則と将来世代の権利と関係は、パリ協定では扱われていない。⁽²⁰⁾

(2) 判例における連関

他方、判例のベースではどうか。国内判例ではあるが、予防原則に依拠することにより、将来世代の権利保護に積極的な判決も出されている。本稿の観点からは、そうした判決に大きな可能性を見出すが、しかし、現実には、依然人権法をベースとした判断がなされることが多い。この場合にも、「将来 (future)」への言及がなされないわけではないが、たとえば「若者」の「将来」という近未来で、あくまで現在の世代の「将来」への言及に留まる。

しかし、将来世代の権利を守るための裁判がこれまでもなかったわけではない。たとえば、もっとも初期のものとしては、1993年、フィリピンの

(19) ここで規定されているのは、あくまで締約国の気候変動への対処の義務であり、その義務は、現世代および将来世代の双方を名宛人とする義務であるということであって、確かに厳密な意味で「将来世代」の権利が認められているということではない。しかし、後述するように、将来世代への義務の存在は、その先、将来世代の権利の承認へと至る重要な一步と捉えられるのである。Edith Brown Weiss, “Intergenerational Equity as a Change of Paradigm,” in Emilie Gaillard and David M. Forman, *Legal Actions for Future Generations (Génération futures, Paix et Environnement /Future generations* (2020), pp. 43-45.

(20) *Ibid.*, pp. 2-3.

最高裁判所における *Oposa vs Factoran* ⁽²¹⁾ 事件が挙げられる。将来世代のための法的措置への道を開き、「将来世代法」の世界的な先例となった。また、気候変動との関係では、いわゆるウルゲンダ事件の判決のうち、地裁で下されたものに、将来世代の権利保護についての言及が見られる。⁽²²⁾

(3) ウルゲンダ事件

環境 NGO がオランダ政府の温室効果ガス排出削減目標の引き上げを求めて提訴した事案である。ハーグ地裁は国に対し、2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減するよう命じた。⁽²³⁾ 控訴審を経て最高裁では、この判決が確定し、2019年12月20日、オランダ最高裁は、「国は2020年までに1990年比25%削減すべき（既存の政府目標は1990年比20%削減）」と命じたハーグ地裁（2015年6月）及びハーグ高裁判決（2018年10月）を支持し、オランダ政府の上告を棄却した。⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾

本稿の観点からは、予防原則の適用可能性を丁寧に検証し、適用の正当性は、私法上の原則である衡平の原則からも導かれ、世代内・世代間の衡平に配慮しなければならないとした、ハーグ地裁判決が注目される。ハー

(21) *Oposa et al. v. Fulgencio S. Factoran, Jr. et al* (G.R. No. 101083)

(22) 注(19)を参照。将来世代への配慮や義務の存在への言及は、将来世代の権利を認めることにつながるという趣旨での解釈。

(23) *Urgenda Case, Judgement of The Hague District Court*, 24 June 2015, ECLI:NL:RBDHA:2015:7196, *available at* : www.urgenda.nl/en/climate-case/.

(24) *Urgenda Case, Judgment of the Hague Court of Appeal*, 9 October 2018, ECLI:NL:GHDHA:2018:2610, *available at* : www.urgenda.nl/en/climate-case/.

(25) *Judgement of Supreme Court*, 20 December 2019, ECLI:NL:HR:2019:2007, *available at* : <https://www.urgenda.nl/wp-content/uploads/ENG-Dutch-Supreme-Court-Urgenda-v-Netherlands-20-12-2019.pdf>.

グ地裁は、気候変動法の特殊性を踏まえながら、①デューデリジェンス義務を負っていたかどうか、②費用対効果のある予防措置とは何か、③世代内・世代間衡平が確保されることの重要性、について論じつつ判断を下しており、予防原則と将来世代の権利の關係に大変重要な示唆を与えている。

①国はデューデリジェンス義務を負っていたか。

すでに述べたように、予防原則が適用される前提として、デューデリジェンス義務を負っていたかが確認されなければならない。ハーグ地裁は、この点、

「国は1992年から、そして2007年からは確実に、地球温暖化とそれに伴うリスクについて知っていたという事実も考慮に入れている。

これらの要因から、裁判所は以下のように判断する。危険な気候変動の高いリスクを考えると、国はそれを防ぐための対策を講じる重大な注意義務を負っていると考える (para. 4.65)」

として、デューデリジェンス義務を負っていたと判断した。

②費用対効果の観点からとられるべき措置についての考察

次にハーグ地裁は、

「裁判所は、最新の科学技術知識に鑑みれば、危険な気候変動を防止するためには、緩和することが最も効率的であり、対策を先送りするよりも適切な措置をとることが費用対効果に優れていると結論する。したがって、裁判所は、国はできるだけ早く、できるだけ多く軽減する注意義務を負うと考える (para. 4.73)」、「危険な気候変動に対する唯一の効果的な救済策は、温室効果ガスの排出を削減することである。したがって、裁判所は、利用可能な効率的措置の観点から、国家の選択肢は限られており、危険な気候変動を防止するためには、緩和が不可欠であるとの見解に至った (para. 4.75)」

として、直ちに温室効果ガスの削減という緩和措置を講じることが唯一の

救済策であり、かつ最も費用対効果の大きい措置である旨を認定した。

③ 世代内・世代間衡平が確保されるべきことについての確認

ハーグ地裁はまた、私法上の原則である衡平原則から、国がとるべき予防措置とは、世代内衡平と世代間衡平の両方を満たすものでなければならぬとした。オランダは自国の排出量に比して多くの排出削減を国際的に約束していたが、(i) 先進国・途上国の負担の配分の衡平性、すなわち、世代内衡平の観点からそのような負担もまた積極的に受け入れられるべきこと、(ii) 現在と将来世代の間で、世代間衡平が確保されること、について以下のように判示した。

「国の選択肢は、前述の国に適用される私法上の原則によって、さらに制限される。結局のところ、これらの原則は、気候変動という特別なリスクに対応して策定されたものであり、それゆえ、国家の選択肢は制限される。このことは、例えば、オランダを含む附属書 I 国が、先進国と途上国の間の衡平な配分の観点から、率先して緩和策を講じ、その結果、削減に対して比率以上の貢献を約束したという状況にも当てはまる。この衡平性の原則により、国は対策を選択する際に、コストが現在の世代と将来の世代の間で合理的に配分されるべきことも考慮に入れなければならない。こうした考察によれば、今行動した方がバランスよく安価であることが判明した場合、国家は将来の世代に対して、相当の注意から生じる重大な義務を負っている。さらに、国は、予防措置の正確な効果についてまだ科学的な確信がないという理由だけで、予防措置をとることを先延ばしにすることはできない。ただし、ここでは費用便益比が認められている。最後に、国は「予防に勝る治療はない (prevention is better than cure)」という原則に基づいて行動を起さなければならないだろう (para. 4.76)」

「裁判所の意見では、ウルゲンダが利益を代表するオランダ国民の現在および将来の世代を含む人々の損害の可能性は非常に大きく具体的であり、注意義務を考えると、国は危険な気候変動を防ぐために現在の貢献よりも十分な貢献をしなければならない (para. 4.89)」

以上のように、地裁判決では、予防原則に基づき「将来世代」への配慮が求められ、それに伴う「将来世代の権利」の保護の必要性も示唆されていた。しかし、控訴審、最高裁では、このような「将来世代の権利」「将来世代への配慮」といった言及が消えてしまい、したがって当然ながら「将来世代の権利」が含意されるような箇所もなくなってしまった。

控訴審のハーグ高等裁判所は、欧州人権条約 (ECHR) 2条 (生命に対する権利) および8条 (私生活及び家族生活が尊重される権利) の適用可能性について議論し、次のような判決を下した。ここでは、「将来の」侵害という文言が入っているものの、2条と8条の枠内、すなわち人権法に基づく判断であり、まだ生まれていない「将来世代の権利」の保護を含めたものとはなっていない。

「ECHR 2条および8条に基づき、政府はこれらの条文によって保護される利益に関して、これらの利益の将来の侵害を防止するために具体的な行動をとるという積極的な義務 (要するに注意義務) を含む、積極的および消極的な義務を負っている。これらの利益の1つまたは複数に対する将来の侵害は、当該利益がまだ影響を受けていないが、行為/活動または自然現象の結果として影響を受ける危険性がある場合に存在するとみなされる。ECHR 8条の下で保護される利益の切迫した侵害に関しては、具体的な侵害が最小限の深刻さのレベルを超えることが要求される (para. 41)」

「将来の侵害を防ぐために具体的な行動をとるという積極的な義務 (主張によればここにも適用される) について、欧州人権裁判所は、

ECHR 2条および8条は、政府に「不可能または不均衡な負担」をかけない方法で説明されなければならないとしてきた。この積極的義務についての一般的な限界は、欧州人権裁判所によって、政府は、自らが知っていたか知るべきであった現実の差し迫った脅威の場合にのみ、合理的で権限が与えられている具体的行動を取らなければならないという判決によって具体化されている。この場合、(差し迫った)侵害の性質が関係する。効果的な保護には、政府の早期介入によって侵害を可能な限り防止することが要求される。政府は、その措置を選択する際に「広い裁量の余地」を有している (para. 42)』

最高裁は、この高裁の判決を支持し、より明確に人権侵害としての構成を行った。判決において「将来世代への配慮」への言及が見られるのは、僅かに UNFCCC 3条1項の存在に触れた箇所 (5.7.3) に留まっている。むしろ、判決を通じて、救済の対象とされるべきは、あくまで「現在世代」であるという構成が取られた (本訴訟提起に及んだ若者らに限定されず、オランダの現在世代の国民がその生涯を通じ悪影響への対処を余儀なくされる) として (4.7), 「現在世代」の、しかもその「生涯」の間という限定がなされている)。その上で最高裁は、危険な気候変動による深刻な影響は、オランダの全国民にとって、すでに現実で切迫した人権侵害であり、国には、実効性ある方策を講じてこのような重大で広範な人権侵害から国民を保護する義務があり、危険な気候変動を防止するために気温上昇を 2°C未滿に抑制することが国際社会のコンセンサスとなっているとした。

おわりに

最近の判例 (ウルゲンダ事件 (地裁判決)) の例では、本稿の観点でいえば、「将来世代の権利」をも保護するために、予防原則が援用されよう

とした。

将来世代の権利について早くから研究を行った Weiss は、「将来世代の権利」が法的な権利として認められにくい現実もまた受け入れている。そして、「将来世代の権利」が認められないとしても、将来世代への現在世代の義務は認められるのではと自問するのである。そして、しかし、それでは十分ではない、将来世代の権利が認められるべきという結論に達する。もし将来世代への義務だけが存在し、将来世代に権利がないとしたら、現在世代はその義務を恣意的に解釈し、結局行動に何も抑制がかからなくなってしまうと深刻な懸念を表明する。

「将来世代の権利」は、気候変動訴訟として画期的な判決と言われるウルゲンダ裁判判決でも、地裁で示唆されたのみで、その後は判決理由から姿を消してしまった。しかし、ウルゲンダ裁判は、予防原則に基づく「将来世代の権利」保護の可能性を示したものとして、重要な意義を有すると結論できる。

Linkages among Principles of International Environmental Law: Precautionary Principle and Rights of Future Generations

Kanami ISHIBASHI

It depends on when you define the creation of international environmental law, but if the Stockholm Declaration of 1972 was the time of its full-fledged creation, then this year marks the passing of half a century since the birth of international environmental law as an area of the international legal system. How has international environmental law developed over the past half century?

The development can be described from various angles. For example, (1) the various principles of international environmental law have been developing, (2) in the course of such development, some of the principles have begun to assume new functions in relation to other principles, and (3) the clarification of these relationships will lead to a healthier development of the legal system of international environmental law, which was once feared to be fragmented.

In this paper, the author focus on the relationship between the precautionary principle and the “rights of future generations” that sustainable development relies on. The precautionary principle is one of the principles that has gradually matured to the present day, and in its development, the possibility of a legal approach to the protection of the “rights of future generations” that would fall outside the human rights law approach is beginning to emerge. If protection of the rights of future generations becomes possible based on the precautionary principle, the scope of environmental law, which has been secured on the basis of human rights law, will extend legal protection to areas that are not based on human rights law. Environmental law will evolve into a legal system that includes the “law for future generations,” thereby fulfilling the principle from which environmental law

was generated, namely, to leave a better earth for the future.

In several new papers to follow, the author will also look at how other principles of environmental law, such as the prevention principle, sustainable development, the common but differentiated responsibilities principle, and the polluter-pays principle, interact with each other. The author believes that clarifying these points will contribute to the establishment of a sound legal framework.